⑶　ＥＴＣ路線バス割引については、以下のとおりとする。

①　割引を適用する自動車

ＥＴＣ車のうちＥＴＣコーポレートカード〔東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社（以下「三会社」という。）が別に定める約款（以下「利用約款」という。）により、三会社が実施する大口・多頻度割引の適用に関する契約を三会社のいずれかと締結した利用者が、当該契約に基づいて契約相手方の会社に利用約款第４条第２項第１号に規定する車載器管理番号の届出がなされた車載器を備え、かつ、当該車載器に利用するものとして当該会社から貸与されたＥＴＣカードをいう。以下同じ。〕を使用して通行料金の納付を行おうとする路線バス（乗車定員30人以上の自動車のうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第３条第１号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供するものであり、かつ、会社がその主たる旅客が観光を目的とするものでないと認定したものをいう。）。ただし、記３⑵の区間のみを通行する自動車を除く。

②　割引率

割引率は39％とする。

⑷　新神戸トンネル連続利用割引については、以下のとおりとする。

①　割引を適用する自動車

兵庫県道高速神戸西宮線若しくは兵庫県道高速北神戸線又は兵庫県道高速神戸西宮線及び兵庫県道高速北神戸線と神戸市道生田川箕谷線（新神戸トンネル有料道路）を連続して通行するＥＴＣ車。ただし、兵庫県道高速神戸西宮線生田川出入口若しくは兵庫県道高速北神戸線箕谷出入口（神戸市道生田川箕谷線（新神戸トンネル有料道路）と接続する出入口に限る。）と神戸市生田川箕谷線（新神戸トンネル有料道路）箕谷料金所とを30分以内に通行する場合、又は神戸市道生田川箕谷線（新神戸トンネル有料道路）箕谷料金所を経由して生田川出入口と箕谷出入口との間を30分以内に通行する場合に限る。

②　割引額

割引額は次のとおりとする。なお、兵庫県道高速神戸西宮線、神戸市道生田川箕谷線（新神戸トンネル有料道路）及び兵庫県道高速北神戸線を連続して通行する場合であっても、本割引の適用回数は１回とする。

普通車　300円

大型車　600円

⑸　環境ロードプライシングについては、以下のとおりとする。

①　割引を適用する自動車

イ　ＥＴＣ車のうち大型車

ロ　ＥＴＣ車のうち、自動車登録規則（昭和45年運輸省令第７号）別表第二の自動車の範囲の欄に掲げる自動車のうち下表に掲げる車両で、かつ、ＥＴＣコーポレートカード（会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるため事前に会社に登録がなされている場合に限る。）を使用して、通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車

自動車の範囲	分類番号
貨物の運送の用に供する普通自動車	１、10から19まで及び100から199まで
人の運送の用に供する乗車定員11人以上の普通自動車	２、20から29まで及び200から299まで
散水自動車、広告宣伝用自動車、霊きゆう自動車その他特種の用途に供する普通自動車	８、80から89まで及び800から899まで

②　割引率等

割引率は30％とする。

ただし、下表に掲げる利用区間を通行する場合は、記①イ又はロごとに同表の利用区間における利用距離に応じて、それぞれ同表の割引率又は割引額（ただし、神戸市道生田川箕谷線（新神戸トンネル有料道路）を連続して通行する場合にあっては括弧内の割引額）を適用する。また、割引率を乗じて得た割引額に10円未満の端数が生じる場合は、割引額を10円単位に四捨五入する。

利用区間	利用距離	割引率又は割引額 ①	割引率又は割引額 ②
兵庫県道高速湾岸線の一部を含む区間と大阪府道高速湾岸線のうち大阪市西淀川区中島から大阪市港区港晴（天保山出入口）までの区間、又は大阪市道高速道路淀川左岸線のうち大阪市此花区北港（北港ＪＣＴ）から大阪市此花区島屋（島屋出入口）までの区間を越えて連続して通行する場合。ただし、兵庫県道高速湾岸線のうち尼崎市東海岸町から西宮市西宮浜一丁目まで又は大阪府道高速湾岸線のうち岸和田市木材町から泉佐野市りんくう往来北までの区間の出入口を起着点とする場合を除く。	利用距離にかかわらず	15％	
兵庫県道高速湾岸線のうち西宮市西宮浜一丁目（西宮浜出入口）を起着点として、大阪府道高速湾岸線のうち大阪市西淀川区中島から大阪市港区港晴（天保山出入口）までの区間又は大阪市道高速道路淀川左岸線のうち大阪市此花区北港（北港ＪＣＴ）から大阪市此花区島屋（島屋出入口）までの区間を越えて連続して通行する場合。	利用距離にかかわらず	10％	
大阪府道高速湾岸線のうち岸和田市木材町から泉佐野市りんくう往来北までの区間の出入口を起着点として、兵庫県道高速湾岸線のうち西宮市甲子園浜一丁目から神戸市東灘区向洋町東一丁目までの区間の一部を含む区間を連続して通行する場合。ただし、西宮市西宮浜一丁目（西宮浜出入口）を起着点として通行する場合を除く。			
兵庫県道高速湾岸線のうち尼崎市末広町（尼崎末広東行出口及び西行入口）又は尼崎市東海岸町（尼崎東海岸出入口）を起着点として、兵庫県道高速湾岸線のうち西宮市鳴尾浜一丁目から神戸市東灘区向洋町東一丁目までの区間の一部を含む区間と兵庫県道高速神戸西宮線のうち神戸市灘区岩屋南町から神戸市須磨区月見山町三丁目までの区間の一部を含む区間とを連続して通行（記〔３〕２に定める通行方法による場合に限る。）する場合。	12.0km超～18.0km以下	420円（240円）	210円（120円）
	18.0km超～24.0km以下	620円（440円）	310円（220円）
	24.0km超	820円（640円）	410円（320円）